

平成31（2019）年度 企業年金連合会事業計画書



目次

I. 平成31（2019）年度事業計画の新規・重点事項	2
II. 企業年金ナショナルセンター事業	4
【1】企業年金制度の拡充を目指した活動	4
1. 政策提言活動	
【2】会員支援サービス	4
1. 相談・助言事業	
2. 会員向け役職員研修	
3. 確定拠出年金の継続投資教育事業	
4. 企業年金に関する情報提供	
5. ホームページの開設・運営サービス	
6. 会員の維持及び新規会員加入のための取組の推進	
III. 年金通算センター事業	8
1. 年金通算センター事業の円滑な運営	
2. 裁定請求書未提出者対策	
3. 年金給付等に係る数理業務の実施	
4. ポータビリティ拡充を踏まえた通算企業年金への移換促進	
IV. 年金資産の効率的な管理・運用	9
1. 運用の基本方針に基づく効率的な資産運用の遂行	
2. 効率的なマネジャー・ストラクチャーの構築	
3. スチュワードシップ活動の充実	
V. その他の事業等	9
1. 共同運用事業の円滑な実施と関係者への理解の促進	
2. 解散・特例解散・代行返上基金等に関する国からの受託業務	
VI. 適正な事業運営	10
1. 監事・監査法人による監査及び業務監査の実施	
2. 人財育成	
3. ISMS及びBCMSの継続的実施	
4. 連合会ネットワークのセキュリティ対策の継続的実施	
5. 地方協議会の運営支援	

I. 平成31（2019）年度事業計画の新規・重点事項

「企業年金のナショナルセンター」及び「企業年金の通算センター」の役割を万全に果たし、企業年金及び企業年金連合会（以下「連合会」という。）の存在価値を維持・強化するべく、以下の新規・重点事項について実施する。

1. 政策提言活動の推進

- (1) 社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、年金制度の改革に関する議論を行う際に、企業年金制度の改善に係る意見を表明するなど、積極的に政策提言を行う。
- (2) 平成31（2019）年度末に特別法人税の課税停止期限を迎えること等を踏まえた税制改正要望を行うなど、企業年金制度の普及・発展に資する政策提言活動を経済団体等との連携を強化して積極的に実施する。
- (3) 企業年金の制度別・設立形態別のニーズを踏まえ、常設委員会における調査審議を行い、その成果を会員に発信するとともに、今後の企業年金制度のあり方等をテーマとした企業年金シンポジウムを開催するなど、広く企業年金の振興に資する啓発活動を行う。

2. 確定給付型の企業年金の維持・発展のための支援

- (1) 年金実務やガバナンスに資する研修、実務担当者向けのeラーニング等の充実を図る。
- (2) 中小企業の受け皿となる総合型の企業年金に対し、常設委員会での調査審議や研修会、意見交換会の開催及びアンケート調査の実施などにより、総合型企業年金の要望等を踏まえつつ事業運営の一助となるよう支援する。
- (3) 確定給付型の企業年金の効率的な資産運用の一助となるよう、共同運用事業を円滑に実施するとともに関係者への理解の促進に取り組む。

3. 加入者・受給者の生活の安定に資する確定拠出年金の普及

確定拠出年金の継続投資教育事業について、新たにコンテンツを追加するなど充実を図る。

また、確定拠出年金に係る研修について、新たに「DC基本研修」をビデオオンデマンド（動画配信）で実施し、コンテンツの充実を図る。

4. ビデオオンデマンド（動画配信）の推進

連合会が主催する会員向け役職員研修及び企業年金セミナー等について、会員が時間や場所を問わず視聴できるビデオオンデマンド（動画配信）として、コンテンツの充実を図り推進する。

5. ポータビリティ拡充を踏まえた通算企業年金への移換促進

事業説明会や月刊「企業年金」等を活用し、中途脱退者移換等事務や通算企業年金の財政状況・運用状況の周知を行い、通算企業年金に対する理解を深め、脱退一時金相当額の移換促進を図る。

6. 会員の維持・新規加入のための取組の推進

会員の維持及び新規会員加入推進のため、会員及び企業年金実施企業への訪問を行うとともに、会員のニーズに即した研修やセミナー等の事業を実施するにあたっては、会員が参加しやすい地域で開催する。また、会員以外の企業年金実施企業もセミナー等への参加を可能とし、参加申込企業やアンケート回答企業を優先的に訪問するなど、より効率的な会員加入推進活動を実施する。

II. 企業年金ナショナルセンター事業

【1】企業年金制度の拡充を目指した活動

1. 政策提言活動

- (1) 社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、年金制度の改革に関する議論を行う際に、企業年金制度の改善に係る意見を表明するなど、積極的に政策提言を行う。
- (2) 平成31（2019）年度末に特別法人税の課税停止期限を迎えること等を踏まえた税制改正要望を行うなど、企業年金制度の普及・発展に資する政策提言活動を経済団体等との連携を強化して積極的に実施する。
- (3) 企業年金の制度別・設立形態別のニーズを踏まえ、常設委員会における調査審議を行い、その成果を会員に発信するとともに、今後の企業年金制度のあり方等をテーマとした企業年金シンポジウムを開催するなど、広く企業年金の振興に資する啓発活動を行う。

【2】会員支援サービス

1. 相談・助言事業

(1) 制度運営等に関する相談・助言

年金実務等の制度運営全般、年金財政及び資産運用等についての相談・助言を電話やEメール、来訪、訪問等を通じ、よりきめ細やかに実施。また、専門的な法律相談に対して弁護士を紹介するとともに、会員のコンプライアンスに関する相談にも対応。

(2) 年金Q&A等の掲載

「年金Q&A」、「用語集」、「コンサルティング室に寄せられた質問の事例集」及び実務に役立つ各マニュアルをホームページに掲載し、随時更新。

(3) 総合型の企業年金への支援

中小企業の受け皿となる総合型の企業年金に対し、常設委員会での調査審議や研修会、意見交換会の開催及びアンケート調査の実施などにより、総合型の企業年金の要望等を踏まえつつ事業運営の一助となるよう支援。

また、総合型確定給付企業年金において、公認会計士等による合意された手続業務（AUP）の円滑な導入に向け、日本公認会計士協会が作成するAUP業務提供者名簿の提供を行うなどの支援を実施。

(4) 規約型DB意見交換会の開催

規約型確定給付企業年金制度の事業運営上の課題や企業年金に関する人事・労務に係る諸問題等について、規約型確定給付企業年金の担当者による意見交換会を開催。

(5) e ラーニングの実施

確定給付型の企業年金の会員ニーズ等を踏まえ、実務担当者向けの解説や時事の相談事例等をコンテンツとした e ラーニングの新規リリースを進め、ホームページに掲載。

(6) 確定拠出年金に関するコンサルティングサービスの実施

確定拠出年金における継続投資教育などについて、専門の相談体制によるコンサルティングサービスを実施。

2. 会員向け役職員研修

(1) 研修事業の実施

会員のニーズを踏まえ、研修カリキュラムの見直しを図るとともに、会員の関心の高いテーマを取り上げ、年間 70 回の役職員研修を実施。

併せて、各研修・セミナーの担当講師や具体的なテーマなどについて、ニュースレターやホームページ等で随時案内するとともに、地方での実施にあたっては会員が参加しやすい地域で開催。

(2) 新規研修の創設

① 総合型 D B 研修

財政運営に関する留意点や適用・徴収の事務ポイント、A U P 実施に向けた取り組みを解説した研修を新たに実施。

② 動画配信研修

「D C 基本研修」、「専科基礎編（財政・運用・財政再計算）」、「実務基礎編（経理・企業年金の概要・年金実務）」、「投資信託（入門）研修」、「社会人のためのマネープラン研修」について、ビデオオンデマンド（動画配信）で新たに実施。

(3) 既存研修の再編

① 新任役職員研修として開催している「新任常務理事・新任運営責任者研修」について、年金運用責任者に必要な知識として求められる金融商品取引法等をカリキュラムに追加し実施。

② 年金実務研修として開催している「支給停止情報事務研修【D B】」について、基礎から実務へと段階的に学べるよう「支給停止情報基礎研修【D B】」、「支給停止情報実務研修【D B】」の 2 つの研修に再編成し、より内容を充実させ実施。

また「企業年金業務ステップアップ研修」を参加しやすいコンパクトな 1 日研修に再編成し実施。

③ 規約型 D B 研修として開催している「規約型 D B 基本研修」、「規約型 D B ステップアップ研修」について、基本的なポイントをまとめ、参加しやすいコンパクトな 1 日研修に再編成し実施。

(4) スポット研修の拡充

「企業年金と受託者責任研修」については、「企業年金 受託者責任ハンドブック」の活用方法や金融商品取引法と企業年金との関わりについて解説する研修を新たに実施。

3. 確定拠出年金の継続投資教育事業

企業型確定拠出年金の実施事業主からの委託を受け、セミナー及びeラーニングによる投資教育を実施。継続投資教育事業について、新たにコンテンツを追加するなどにより充実を図り、事業を推進。

4. 企業年金に関する情報提供

(1) ビデオオンデマンド（動画配信）の推進

連合会が主催する会員向け役職員研修、企業年金セミナー及び継続投資教育事業等について、会員が時間や場所を問わず視聴できるビデオオンデマンド（動画配信）として、コンテンツの充実を図り推進。

(2) 企業年金に関する最新情報の提供

① 月刊「企業年金」の発行

企業年金制度の最新動向及び会員・連合会の活動状況等、会員等にとって身近でタイムリーな内容を取り上げた月刊「企業年金」を発行。また、より活用していただくため、電子版をホームページにも掲載。

② メールマガジンの発行

会員向けの「企業年金ニュースレター」（週2回発行）及び「D C F I L E」（隔月発行）について内容の充実を図り、必要な情報をタイムリーに提供。

③ ホームページコンテンツの充実

会員等のニーズを踏まえてコンテンツの一層の充実を図る。

(3) 企業年金の事業運営に役立つ書籍の発行

企業年金制度全般から公的年金制度や海外の年金制度に至るまで、各制度の解説及び豊富な統計データを集約した「企業年金に関する基礎資料」を発行。

(4) 企業年金の実態に関する統計調査

会員等に対し、資産運用及び財政・事業運営並びに確定拠出年金に関する実態調査等を実施し、調査結果を提供。

(5) 企業年金セミナーの開催

企業年金制度の振興と会員への情報提供の充実を図るため、企業年金に関する最新動向など、会員の関心が高いテーマを取り上げたセミナーを開催。

(6) 企業年金連合会事業説明会の開催

中途脱退者等に係る移換事務や会員支援サービスなど、連合会の事業概要をはじめとして、企業年金の最新動向等、関心が高いテーマを取り上げた説明会を実施するにあたっては、会員が参加しやすい地域で開催。

5. ホームページの開設・運営サービス

会員の情報発信の手段として、ホームページ開設・運営サービスを実施。さらなる利用拡大を図るため、会員訪問時のサービス利用勧奨活動を実施。

6. 会員の維持及び新規会員加入のための取組の推進

会員の維持及び新規会員加入推進のため、会員及び企業年金実施企業への訪問を行うとともに、会員のニーズに即した研修やセミナー等の事業を実施するにあたっては、会員が参加しやすい地域で開催する。また、会員以外の企業年金実施企業もセミナー等への参加を可能とし、参加申込企業やアンケート回答企業を優先的に訪問するなど、より効率的な会員加入推進活動を実施。

III. 年金通算センター事業

1. 年金通算センター事業の円滑な運営

(1) 年金受給者への確実な年金支給

- ① 適正に管理された記録に基づいた年金の裁定及び支払事務を行うとともに、事務の効率化を図り、確実な年金支給を推進。
- ② 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運営する住民基本台帳ネットワークシステムを活用して、現況届の提出を省略することにより、受給者へのサービス向上に引き続き努める。

(2) 中途脱退者等に係る不一致記録の整備

中途脱退者等記録と被保険者記録との突き合わせにより不一致が判明した記録について整備を推進。

(3) 確定給付企業年金等からの記録の確実な承継

確定給付企業年金等から移換される中途脱退者等の記録を確実に承継。

(4) 年金受給者のマイナンバー（個人番号）対応

新規に連合会の年金受給者になられた方のマイナンバーの収集を引き続き行うとともに、収集した連合会受給者のマイナンバーの適正な管理を実施。

(5) 的確なシステム開発

法律改正・制度改正等に対応したシステム開発を実施するとともに、業務の正確性向上・効率化等を図るためにシステム開発を実施。

2. 裁定請求書未提出者対策

(1) 裁定請求書不達者対策及び請求保留者対策を継続的に実施。

請求書不達者に対しては、国や地方公共団体情報システム機構（J-LIS）などから送付先住所取得に努めるとともに、請求保留者に対しては、裁定請求書の再送付を行うなど、未提出者解消に向けた様々な対策を実施。

(2) 裁定請求書未提出者に対する広報活動を効果的に実施。

3. 年金給付等に係る数理業務の実施

連合会の年金給付及び一時金給付に係る数理業務を実施。

4. ポータビリティ拡充を踏まえた通算企業年金への移換促進

事業説明会や月刊「企業年金」等を活用し、中途脱退者移換等事務や通算企業年金の財政状況・運用状況の周知を行い、通算企業年金に対する理解を深め、脱退一時金相当額の移換を促進。

IV. 年金資産の効率的な管理・運用

1. 運用の基本方針に基づく効率的な資産運用の遂行

- (1) 将来の年金給付に必要な積立水準を安定的に維持するために、積立水準に応じて資産配分比率を弾力的に調整するなどして、効率的な運用を継続。
- (2) ポートフォリオ管理による運用状況の把握とリスク管理を継続。
- (3) 年金給付に備え、効率的かつ適切な資金管理を継続。

2. 効率的なマネジャー・ストラクチャーの構築

各資産クラスの運用委託先のモニタリング及び評価等に基づき、効率性の観点から必要に応じて見直しを実施。

3. スチュワードシップ活動の充実

責任ある機関投資家として、スチュワードシップ活動への取組を継続。

V. その他の事業等

1. 共同運用事業の円滑な実施と関係者への理解の促進

企業年金からの拠出金を合算して運用を行う共同運用事業を円滑に実施するとともに、関係者への理解の促進に取り組む。

2. 解散・特例解散・代行返上基金等に関する国からの受託業務

(1) 記録整理に関する業務

解散・特例解散・代行返上基金等の加入員であった者に対する老齢厚生年金の支給に必要な記録の整理に関する業務を円滑に遂行。

(2) 返還額検証に関する業務

解散・特例解散・代行返上基金等の責任準備金相当額等の検証に関する業務を円滑に遂行。

VI. 適正な事業運営

1. 監事・監査法人による監査及び業務監査の実施

- (1) 財務諸表等に関する監事及び監査法人による会計監査を実施。
- (2) 職員のコンプライアンス意識の向上を図り、コンプライアンスを実践するとともに、各部門の業務監査の実施により、適正な事業運営を実現。
- (3) 各部門での業務監査を通じて、事故・不適切事項の発生防止及び業務改善・問題解決を支援し、適切な業務遂行を促進。
- (4) 調達は原則として一般競争入札に付するものとし、調達委員会による契約審査及びコンプライアンス・業務監査室による監査を実施し、調達契約を適正化するとともに、適正化による経費の削減を促進。

2. 人財育成

教育訓練基本方針に基づき、職員の専門性を高める観点から、職員研修を実施し、人財の育成を推進。

3. ISMS及びBCMSの継続的実施

- (1) 情報資産のリスクアセスメントなどに基づく情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を継続的に実施。
- (2) 地震や火災などの災害発生時に、年金給付などの重要業務を確実に継続するため、事業継続計画に基づく事業継続マネジメントシステム（BCMS）を継続的に実施。

4. 連合会ネットワークのセキュリティ対策の継続的実施

情報資産を保護するための、個人情報等のインターネットからの遮断や、ネットワーク監視システムの構築などの対策が完了したことを踏まえ、CSIRTを活用した訓練等を充実させるなどセキュリティ対策を継続的に実施。

※ CSIRT (Computer Security Incident Response Team) とは、それぞれの組織内におかれた、情報セキュリティ問題を専門に扱うインシデント対応チーム。

5. 地方協議会の運営支援

(1) 講師派遣

地方協議会等が主催する研修会等に連合会役職員を講師として派遣するなど、開催を支援。

(2) 地方協議会の事業運営経費の交付

地方協議会の円滑な事業運営（総会、理事会及び研修会等の開催）に資するため、会費収入の一部を各地方協議会に交付。

運営理念

企業年金連合会 使命

企業年金連合会は、

企業年金の通算事業と企業年金に対するサービスの提供を通じて、

企業年金の加入者・受給者の福祉を守り、

企業年金に対する理解と評価を高め、

企業年金の発展を図る。

行動憲章

1. 加入者・受給者へのサービス

私たちは、これから年金を受ける方、すでに年金を受けられている方が安心して年金を受けられるよう、親切な対応と正確・迅速な業務の遂行に努めます。

2. 会員へのサービス

私たちは、会員の要望を真摯に受け止め、質の高いサービスを積極的に提供します。

3. 企業年金制度の充実と発展

私たちは、日本の企業年金制度の充実と発展を目指した活動を行います。

4. 資産の安全かつ効率的な管理・運用

私たちは、お預かりした年金資産を安全かつ効率的に管理・運用します。

5. 法規範の順守

私たちは、高い倫理観を持ち、法規範、社会のルールを遵守して行動します。

6. 個人情報の保護

私たちは、個人情報の重要性を常に認識し、安全な管理を徹底します。

7. 職場環境の充実

私たちは、お互いに協力し合い、自由に意見交換の出来る風通しの良い職場環境を作ります。

平成31（2019）年度 企業年金連合会事業計画書

企業年金連合会

〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1

芝パークビルB館10階・11階

URL <https://www.pfa.or.jp/>